

在学

中

ഗ

保険

料

納

付

が



4月1日から 令和6年度 学生納付特例 の申請受付

〈問合せ〉 市民生活課 国保・年金係 **☆** 75-4973

ます

り在学中の保険料のタセますが、学生には、t

申

下請によ

引き続き学生納付特例制度

キ形式の申請書が届きます。

納付が猫

要事項を記入のうえご返送く 申請を希望される場合は、

申請方法

提出先▶うきは市役所 市民生活課 国保・年金係 または、年金事務所

必要なもの▶

①学生であることを証明する書類

在学証明書(令和6年4月1日以降に発行された原本) または学生証の写し(裏面に有効期限、学年、入学年月 日の記載がある場合は裏面も含む)。

- ※各種学校については、修業年限が1年以上の課程に在学 していることを証明する書類(在学証明書等で証明できる 場合は不要)をお持ちください。
- ②基礎年金番号または個人番号が確認できる書類 年金手帳、基礎年金番号通知書、マイナンバーカード のどれか1点
- ③本人確認書類

マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど

※会社などを離職して学生になった方は、雇用保険被保険者 離職票または雇用保険受給資格者証が必要な場合があり ます。

る年度の**前年の所得が一定以** 学生納付特例を受けようとす 予される「**学生納付特例制度**! 設けられています。 対象は、

金 \mathcal{O} 日 予され が、納 20 本 \mathcal{O} の被保険者となり、公歳になった時から 付 玉 にない が義務づけられて ŧ 住 む すべ ての 保険 国 民方

> 4 とが確認できている場合は、 和6年度も在学予定であるで 付を猶予されている方で、 令和 月に日本年金機構よりハガ 付特例制度により保険料納 年度において、 学生 令



保険証が変わったら届出を

〈問合せ〉 市民生活課 国保・年金係 **↑** 75-4973

新しい健康保険に加入した日、または、うきは市から転出したときから、 うきは市の国民健康保険証は使用できません!

①まず、市役所に届け出を

新しい保険に加入されても自動的に脱退 することはありません。必ず、市役所の窓口 に変更 (社会保険等加入)の届けを出して ください。また、国民健康保険証は市役所に お返しください。

- ※職場の健康保険に加入した場合の届け 出には、「新しい保険証」が必要です。(新 しい健康保険に加入された方全員分)
- ②月の途中で保険証が変わった時は、 医療機関に提示を

医療機関 (病院等)は、通常月に一度し か保険証の提示を求めません。新しい保険 証ができた場合は、必ず自分から新しい保 険証を提示してください。

③新しい保険証ができるまでの期間に、国民健康保険証は 使えません

国民健康保険証が使用できるのは、「新しい保険証が手元に届 いた日」ではなく、「資格取得日の前日まで」となります。

健康保険によっては、正式な保険証ができるまでの間「資格証明書」 を発行できますので、医療機関を利用する方は、職場で健康保険に加入 される時に、そのことをご確認ください。

4間違って国民健康保険証を使用した場合

- (例) 4月1日から職場の健康保険に加入手続きした 方が、新しい保険証が手元にないため、誤って4 月中に国民健康保険証を使用してしまった場合
 - ▶医療機関は新しい保険に加入したことがわか らず、国民健康保険に医療費を請求

受診した医療機関に 新しい保険証を提示する

新しい保険に 加入したことを説明

医療機関の了承がもらえれば、 新しい保険の方へ正しく請求 が行われる

※場合によっては請求 先の変更ができない ことがあります。その 場合、国民健康保険 が支払った医療費を 返還いただきます。返 還いただいた医療費 は、受診から2年以 内であれば新しく加 入した保険に請求で きます。